

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）に関する
公示の一部改定案のご意見の募集について

令和7年11月14日
東 北 運 輸 局

東北運輸局では、海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改定について検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。皆様からいただいたご意見につきましては、同基準を改定する際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承ください。

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改定案

2. 意見募集期間

令和7年11月14日（金）から令和7年12月13日（土）まで

3. 意見の提出方法・提出先

意見提出用紙に記入の上、以下の方法で「東北運輸局海事振興部海事産業課」あてに日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、予めご了承ください。

○電子メールによる提出（テキスト形式）

電子メールアドレス：tht-kaijisangyo@ki.mlit.go.jp

4. 留意事項

- ・ ご意見をお寄せいただいた方の氏名（法人、その他団体にあつては名称）については、ご意見の内容とともに開示させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見の冒頭にその旨を明確にご記載ください。
- ・ ご意見に付記された住所、電話番号及び電子メールアドレスの個人情報は、ご意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認させていただく場合やご意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

5. 問い合わせ先

東北運輸局海事振興部海事産業課

TEL：022-791-7512